

<定期刊行物レビュー>

保 険

債権法改正論議の動向と損害保険への影響（松本 恒雄）

（損害保険研究 第74巻 第1号 2012.5：損害保険事業総合研究所）

本稿では、法制審議会民法（債権関係）部会委員である筆者が、債権法改正の背景、これまでの審議の過程を通じての主要な論点、損害保険契約にとっての重要な論点等について詳細な解説を行っている。

民法（債権関係）改正についての審議は、「民法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般にわかりやすいものとする」等を目的とし、法務大臣諮問第88号を受け法制審議会民法（債権関係）部会にて行われている。民法（債権関係）改正についての審議は、2011年5月に第1ステージの検討経緯をまとめた「中間的な論点整理」を法務省が公表し、その後パブリックコメントに付され、2011年7月から2013年2月の中間試案の取りまとめに向けて、第2ステージの審議が行われているところである。

筆者は本稿の中で、「損害保険契約も契約である以上、部会で審議されている論点で、直接・間接に損害保険契約に影響を及ぼすであろうものは多数あると思われる」とし、とりわけ重要な論点である「約款」、「法定利率・中間利息控除・利率超過損害」、「消滅時効」、「不実表示」の4点に絞り、「中間的な論点整理」の内容および筆者の見解について紹介している。

最後に、2013年2月の中間試案の取りまとめに向けた第2ステージの審議において、まずは「改正される民法はどのような体系をとるのか」、「民法のボリュームや各条文の規定のしかたの詳細度をどの程度に設定するか」、「一括改正か順次改正か」といった基本方針についての議論を行い、合意をとることが必要であると結んでいる。

損害保険会社のCSR（鴻上 喜芳）

（保険学雑誌 第617号 2012.6：日本保険学会）

本稿では、損害保険会社の「企業の社会的責任」(Corporate Social Responsibility：以下「CSR」)について、各社担当部署へのアンケートを通じて取り組み状況・自己評価を明らかにした上で今後のあり方を考察している。

筆者によると、損害保険のCSR取り組みは環境重視であり、CSR担当部署は、事業会社・銀行・証券会社との比較においてはあくまで損害保険会社に期待される役割に徹するとし、商品CSRの影響度は今後の取組み次第では銀行・証券会社に劣らない役割を果たせると意欲を見せているとしている。

損害保険会社のCSRは、商品提供自体の環境負荷の削減、気候変動関連の損害を適切に補償する商品の提供、顧客企業の「環境・社会・ガバナンス（Environmental Social Governance：以下「ESG」）」配慮行動を促進する保険商品

の提供、に分類されるが、今後重要なのは の取り組みであるとしている。

最後に筆者は、国連環境開発計画・金融イニシアティブ（United Nations Environment Programme Finance Initiative：UNEP FI）の持続可能な保険行動原則（Principles for Sustainable Insurance：PSI）等により顧客企業の ESG 配慮行動を促進するような高適な保険事業原則が確立され、これに基づいた行動を保険会社が取らなければ、保険業のステイタスは向上するので、今後も大いに CSR 取り組みを進めていくべきであろうと結んでいる。

ふたたび脚光浴びるキャットボンド～保険会社・公的機関の発行が増加～（多田 修）

（週刊金融財政事情 2012.5.28：金融財政事情研究会）

90年代に巨大災害が規模・頻度ともに増大し、伝統的な保険や再保険の引受能力の減少や保険料引き上げの動きが出るなか、リスクを資本市場にヘッジする仕組みである「保険リンク証券（Insurance-Linked Securities：以下「ILS」）」として考案された代表的な仕組みが「異常災害債券（Catastrophe Bond：以下「キャットボンド」）」である。キャットボンドは、リーマンショック以降発行が低迷したが、東日本大震災など世界各地で巨大な自然災害の増加などを背景にふたたび発行が活発になってきている。

筆者は本稿の中で、キャットボンドはモデル作成や格付取得など発行コストがかさみ、事業会社にとっては伝統的な保険やコミットメントライン（融資枠予約契約）等のほうが合理的と考えられるケースが多いため、世界的にも一般企業のキャットボンド活用は低位にとどまり、キャットボンドのスポンサーとしては保険会社・再保険会社が多いとしている。しかし、罹災時の州財政に与える悪影響を緩和するためキャットボンドを活用したフロリダ州やルイジアナ州の州立保険会社のケースなど、最近のスポンサーの変化としては公的な色彩のある機関も発行するようになってきている、と述べている。

また、自然災害は不規則で経済環境と無関係に発生するため、再保険会社を含む生損保・年金基金・ヘッジファンドなどのキャットボンドへの投資家は、自らのポートフォリオの分散に役立てている。一方で、近年大規模災害が発生しても保険市場が一気にハード化に向かうことなく、影響を受けたセグメントで部分的に料率上昇する状況にとどまっていられるのは、キャットボンドなどを通じた資本市場へのリスク移転や資本市場からの資金調達の影響が大きいと思われ、キャットボンドは保険市場の価格高騰を抑える役割を果たしている、としている。

最後に筆者は、資金提供方法が高度化するなか、かつて資本市場に対する限界的な資金提供者であった保険業界と、ILSの登場によって逆に保険市場に対して限界的な資金提供者という色彩を強めた資本市場の関係は、今後も目が離せないと結んでいる。

銀行・証券

成長軌道に乗れるかネット專業銀行 米銀は付加価値でマスリテール層を開拓

(岡 宏)

(金融財政事情 2012.6.11：金融財政事情研究会)

営業開始から12年目を迎えたわが国のネット專業銀行6社における2012年3月期の決算動向を踏まえ、本誌では、ネット專業銀行のこれからの課題と成長戦略を5つの記事により特集している。この中で、本稿ではアメリカの個人向けネットサービスとして大きな注目を集めているPNC銀行のケースを紹介している。

PNC銀行は、バーチャル・ワレット(Virtual Wallet)サービスにより、顧客の新規口座の獲得と維持に成功している。バーチャル・ワレットは、お金を管理する機能を提供しており、ユーザーは週に何度もサービスを利用しているとみられる。スマートデバイスによる感覚的な操作が可能になっており、本稿では、スマートフォン上の画面例を掲載し機能紹介を行っている。このサービスの主な成功要因は、便利なサービスとして利用者の日常生活に溶け込めたことであるとしている。

米銀のネットバンキングの対象は預金取引を中心とするマス層である。マス層顧客は個々の採算性は低いですが、全体で見ると低コスト・安定的預金をもたらす重点顧客である。低コスト預金を集めることで優位な運用が可能となり、銀行の競争力向上につながるとしている。

筆者は、日本の金融機関においても、ネットバンキングを非対面チャネルによる効率化と経費節減のためだけでなく、利用者の本当のニーズに着目して提供することが、サービス活性化のヒントになると述べている。

EUで導入された投信のリスク指標とわが国へのインプリケーション

(金子 久、福井 豊)

(金融 2012.5：全国銀行協会)

わが国の金融庁は投資信託の法制の見直しを行うため、2012年3月に「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」(以下「投信WG」)を設置した。投信WGは2012年7月に制度改革の方向性について中間論点整理を行い、年末までに投信法の法体系の整理や法改正の詳細について議論し、それらを基に金融庁は2013年の通常国会に改正法案を提出し、同年度中の施行を目指している。

投信WGで検討が行われると思われる事項には、商品の組成や開示に関するものが多いが、例えば「累積配当・累積費用の定期的な通知制度」や「リスク表示制度」など銀行等の販売会社に直接影響を及ぼす規制に関する検討もある。このうち、「リスク表示制度」は、投資家の商品内容等への理解や関心を深めるために商品のリスクを分かりやすく表示する工夫として検討が行われる予定である。金融庁は検討にあたっ

て、海外、特に EU で導入されたリスク表示制度を参照しているといわれており、EU におけるリスク表示制度がわが国においても注目を集めている。

本稿では、EU が UCITS（譲渡可能証券の集団投資事業）指令の一環として導入し始めたリスク指標について、旧リスク指標の問題点や新リスク指標の改善ポイント等を交えて解説し、同様な制度をわが国の投信に適用した場合を想定したうえで、その効果や問題が懸念されるポイントについて、検討および考察を行っている。